

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和4年1月26日

徳島県知事 殿

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 54-42  
牟岐町商工会 会長 横尾 政明

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4  
牟岐町長 枅富 治

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：柴田 昌明

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

1. 地域について

牟岐町は、四国山地（狭義の剣山地）の東南端部にあたり、南方に開けた低平地は太平洋に面し、また海上沖合には、大島・津島・出羽島等の島嶼地形が形成されている。

海部郡3町の中央に位置し、東（及び北東）は美波町、西（及び北西）は海陽町と接し、総面積は56.62 km<sup>2</sup>と徳島県（全面積4,147 km<sup>2</sup>）の約1.4%の余りの地区である。

町境には、西方より矢筈山（標高801m）、胴切山（標高884m）、五剣山（標高638m）の山嶺が連なり、百々路山（標高386m）、鍛冶屋谷山（標高353m）が、牟岐川を挟んで小山体を形成している。

牟岐川、橘川等は、これらの山嶺より集水された河川で、蛇行流路を取りながら南流するが、本町集落は、この河川流域に形成されている。上述面積の約87%（49.15 km<sup>2</sup>）が山林で、胴切山南方の白木山（大字河内字西又）は、今は廃鉱となったアンチモニー鉱山跡でもある。



2. 予想される地域の災害

<地震・津波>

「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」

南海トラフ地震が今後30年以内に約70%の確率で発生（J-SHIS地震ハザードステーションの防災地図より）

牟岐町のハザードマップによると、中心街の商業地区の80%を超える範囲で5-10mの津波が30分以内に到達するとされている。

<洪水・土砂災害>

昨今は、地球規模での温暖化現象で、異常気象は増加の一途をたどり、想定外の猛烈な雨が降る可能性も大きい。

気象庁のアメダス観測データによると、全国における1時間降水量80ミリ以上の年間発生回数の最近10年間（2010年から2019年）の平均回数（約24回）は、アメダス観測による統計期間の最初の10年間（1976年から1985年）の平均回数（約14回）と比べて約1.7倍に増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨により多くの災害が発生しているように当町でも例外なく洪水、浸水被害が予測される。

徳島県は、剣山に代表される四国山地山体によって、北部は瀬戸内気候、南部は太平洋側気候とな

るが、本町は後者の太平洋側気候の分布域で、太平洋から南風で運ばれた水蒸気が四国山地（及びその他の山嶺）にぶつかるため、降水量は極端に多く、異常豪雨が発生しやすい地形となる。

### <その他>

牟岐町の、これまでの災害

1) 安政南海地震（1854年、12月23日-25日）が午前8時に発生。翌々日（1854年12月25日）の午後4時に約10mの津波が3度押し寄せ、家屋640戸が流出、39名が溺死

2) 南海震災（1946年12月21日）犠牲者52名、家屋被害1,774棟などの被害があった。

3) 風水害

本町における風水害による被害として、近年、最も甚大な被害を受けたのは、昭和51年10月18日に発生した局地的豪雨である。この豪雨により、本町は激甚災害の指定を受けている。

また、台風に起因する災害として、平成29年には本町で暴風による被害、平成26年には近隣の海陽町や美波町で豪雨による被害が発生している。

4) 林野火災

本町では、昭和57年に22.0ヘクタールを焼損する林野火災が発生している。

以降、本町では住民への避難勧告が発令された大規模な林野火災は発生していないが、本町は山林が主体の地勢のため、予防対策が重要となる。

### <感染症>

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、牟岐町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## 3. 商工業者の状況

・商工業者等数 222人      ・小規模事業者数 219人

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	27	27	町内に広く分散している
	製造業	22	21	町内に広く分布
	卸小売業	70	68	旧商店街地域に集中
	飲食業・宿泊業	23	23	南北国道55号沿いにある
	サービス業	59	59	旧商店街地域に集中
	その他	21	21	

（出典：商工会実態調査）

## 4. これまでの取組み

1) 牟岐町の取組み

①牟岐町地域防災計画の策定

牟岐町地域防災計画は、町民、事業所、各種団体及び防災関係機関が、平常時からの災害に対する備えと災害発生時に適切な対応をとるための大綱を定め、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、牟岐町地域防災計画を策定している。

## ②牟岐町総合防災訓練

町民の防災意識の高揚、地域防災力向上と防災関係機関相互の連携強化及び冷静な災害対応能力を高めるため、町民と防災関係機関その他自主防災組織等団体の協力を得て、町の総合防災訓練を実施。

訓練内容は、年 1 回を基準として、地域特性による災害区分（山間地防災、河川流域防災、市街地防災、臨海部防災）を考慮しつつ、複合災害や南海トラフ地震を想定した地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難訓練等を実施。

## 2) 当会の取組

### ①企業防災の促進 B C P の策定支援

町内の企業を対象に、企業の事業継続に関して B C P 策定・運用の重要性や必要性、考え方等について、国、県の施策やセミナーおの周知をパンフレット等により情報提供を積極的に実施。企業の意識啓発を推進している。

### ②小規模零細向けの講習会

地域小規模事業者の災害時における対応と継続力の強化のため、徳島大学環境防災研究センターより講師を招き地域事業所における従業員の災害時の取るべき行動を予め決めておく「アクションシート」の作成講習を実施した。

### ③普通救命講習

被災時、事業主の知識により救命と事業復帰が円滑になるべく、地域内での知識者を増やす目的として実施。達成（5 事業所 修了証明取得）。

## II. 課題

### 1 牟岐町の防災計画の現状課題

#### 1) 対象者の意識

町民の約 6 割が牟岐町役場を中心とする海沿いの半径 1 k m で生活をしており、自身・津波による深刻な被害が予想されている。しかし現状では、町民意識として発災、被災について漠然とした意識で捉えられている。

#### 2) 避難施設やノウハウ

牟岐町役場庁舎自体が浸水区域内に位置している。発災後の災害対策本部や避難所を牟岐小学校に設置するなど計画しているが、緊急時の対応可能な人員が十分とは言えず、被災後のノウハウも含め、人員確保が課題となっている。

牟岐町と商工会においても、事前対策や緊急対策の連携、協議はなされていない。

災害が多発している近年の状況下において、被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最

小限にとどめるために、当会と牟岐町の間における緊急時の具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。

## 2 当会職員が被災した場合

被災事業所への事業継続について支援力を失うことになるため、徳島県商工会連合会、または近接する海陽町商工会、美波町商工会との応援体制の構築等が必要となっている。

## 3 計画策定状況

BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者は、建設業関係、フランチャイズに加盟店等に限定されており、小規模事業者のほとんどが策定していない。

## 4 災害に関する平時・緊急時の対応

（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

## 5 感染症対策

地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### Ⅲ. 目標

#### 1 発災時における円滑な情報交換

牟岐町商工会と牟岐町との間における被害情報報告ルートを構築する。

#### 2 発災後、速やかな復興支援策 実施の体制づくり

徳島県商工会連合会、または近接する海陽町商工会、美波町商工会との関係機関との連携体制を構築する。

#### 3 BCP（事業継続計画）策定率の向上

地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する

実施内容	R4	R5	R6	R7	R8	合計
BCP（入門）	—	—	1	1	1	3
事業継続力強化計画 策定事業者数	2	2	2	2	2	10

#### 4 各種研修会への参加、資質向上

当会指導員を派遣し、各種損害保険やBCP（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

また、補完として地域事業所における従業員の災害時の取るべき行動を予め決めておく「アクションシート」の作成講習も必要に応じ実施する。

#### 5 『(仮称) 牟岐町復興まちづくり支援チーム』を組織し、議論展開を図る

災害復旧・復興ビジョンでの復興土地利用計画図（復興マップ）の公表・公開は本町町民への明るい希望となり、復興への力強いエネルギー、復興への槌音となる。

（仮称）牟岐町復興まちづくり支援チーム（案）

座長 — 牟岐町長

A班 — 防災関係機関（オブザーバー）

B班 — 町内有識者、被災者代表者、地区代表者

C班 — 建築士、土地家屋調査士、土地区画整理士、不動産鑑定士、

技術士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、

行政書士、税理士、環境計量士、弁護士、弁理士

（以上13士）

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

牟岐町商工会と牟岐町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策について説明する。

② 町広報や、商工会報、当会のホームページ、町が制作したスマートフォンSNSアプリ「牟岐人」にて国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。

③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招聘し、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定についての、講習会、個別相談会等を開催する。

④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

##### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和3年度において事業継続力支援計画を作成

##### 3) 関係団体等との連携

① 連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー

や損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

また、町内の関係機関へハザードマップ や損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。

②被災した小規模事業者が低利子融資を受けられるように、町の災害対策資金制度や勤労者ライフサイクル資金（災害費）を利用し、金融機関と連携する。

③被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

④感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### （４）フォローアップ

①事業継続力強化計画の認定を受けた企業に対して、その取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する。

②BCP（事業継続計画）策定個別相談会等に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施する。

③町が計画する『（仮称）牟岐町復興まちづくり支援チーム』へ参加、情報共有する。  
災害復旧・復興ビジョンでの復興土地利用計画図（復興マップ）の公表・公開。

（仮称）牟岐町復興まちづくり支援チーム（案）

座長 — 牟岐町長

A班 — 防災関係機関（オブザーバー）

B班 — 町内有識者、被災者代表者、地区代表者

C班 — 建築士、土地家屋調査士、土地区画整理士、不動産鑑定士、

技術士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、

行政書士、税理士、環境計量士、弁護士、弁理士

（以上13士）

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、牟岐町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

#### < 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。  
( SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 ( 家屋被害や道路状況等 ) 等を牟岐町商工会と牟岐町で共有する。 )
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、牟岐町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・牟岐町商工会と牟岐町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
( 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する )
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・本計画により、当会と牟岐町は以下の間隔で被害情報等を共有する。</li><li>・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画にもとづき、牟岐町商工会と牟岐町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～4 週間	1 日に 2 回共有する
4 週間～3 ヶ月	1 日に 1 回共有する
3 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する



・当町で取りまとめた「牟岐町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

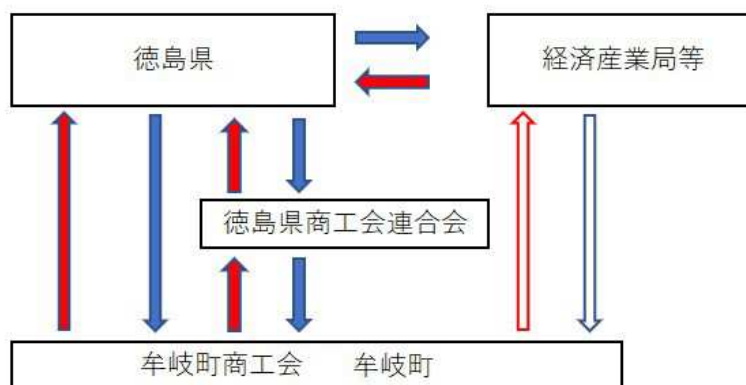
・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

・牟岐町商工会と牟岐町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・牟岐町商工会と牟岐町が共有した情報を、県の指定する方法にて牟岐町商工会又は牟岐町より県へ報告する。

・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、牟岐町商工会と牟岐町が共有した情報を県の指定する方法にて牟岐町商工会又は牟岐町より県へ報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

・相談窓口の開設方法について、牟岐町と相談する（当会は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

・国や県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

（3）その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

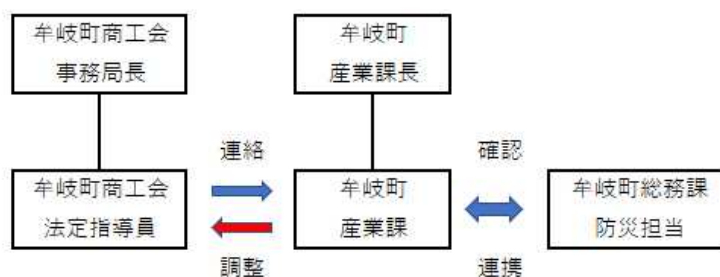
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 3 年 4 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 柴田 昌明 (連絡先は下記 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①牟岐町商工会

775-0006 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 54-42

T E L : (0884) 72-0194 F A X : (0884) 72-0026

Email : tsci1500@tsci.or.jp

②関係市町村

牟岐町役場 産業課

775-0006 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4

T E L : (0884) 72-3420 F A X : (0884) 72-2716

Email : mugisangyou@mugi.i-tokushima.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	77	77	77	77	77
啓発セミナー	33	33	33	33	33
募集チラシ	30	30	30	30	30
通信費	14	14	14	14	14

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、牟岐町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

